

# 川尻地区の歴史を活かした町並みづくり事業について

川尻地区の歴史を活かした町並みづくりを進めるため、ガイドラインの策定を行い、川尻地区住民に町並み協定を締結していただき、本市では、平成27年度（2015年度）から町並み協定地区内において、外観の修景の経費に対し、助成事業を開始している。

## 川尻地区の歴史を活かした町並みづくりガイドライン

### ガイドラインとは・・・

地域と熊本市が協働で町並みづくりに取り組んでいくため、町並みづくりの基本方針や保存・修景基準等を定めたもの。地域と協働で検討し、熊本市がとりまとめ策定する。

### ガイドラインの構成

①町並みづくりの基本方針 ②町並みづくりの保存・修景基準 ③町並み協定締結への取り組みについて

### 内容(抜粋)

#### ①町並みづくりの基本方針

歴史	河港町・職人町として栄えてきた川尻の歴史が醸し出す趣のある町並みづくりを目指します。
ヒト	川尻の暮らしに息づく伝統や心地よいもてなしを感じられる町並みづくりを行います。
マチ	川尻に残る歴史的資産を活かし、賑わいの中にも落ち着きのある町並みづくりを進めます。

#### ②町並みづくりの保存・修景基準

高さ：原則として2階建てとし、通りの伝統的様式建造物や周辺の町並みに調和するもの

屋根：原則として日本瓦とし、屋根の高さ、勾配、軒の出を伝統的様式建造物や町並みに配慮する

開口部（窓や出入口）：町並みとの調和に配慮した意匠や色彩とする。

看板等：外観を大きく隠さない形状で、町並みに調和する意匠や色彩とする



バラベットの看板の撤去前の町並み →→→バラベットの看板の撤去後の町並み



外壁：町並みに揃え、材料や色彩も町並みとの調和に配慮する

緑化：建物や工作物周辺は、できる限り緑化を施し、潤いのある町並みづくりを図る

設備：町並みの景観を配慮した位置に設置するか、または囲い等を付けるなど配慮する



## 川尻地区の歴史を活かした町並みづくり助成金交付要綱

ガイドラインに定める町並みづくりの基本方針や保存・修景基準に則り町並み協定を締結し市長の認定を受けた地区で、町屋や一般建造物の外観の保存・修景を行う者に対し、熊本市がその経費の一部を助成するために必要な事項を定めたもの。

### 対象地区

川尻地区（別図に示す範囲）で町並み協定を締結した通り

### 助成対象行為

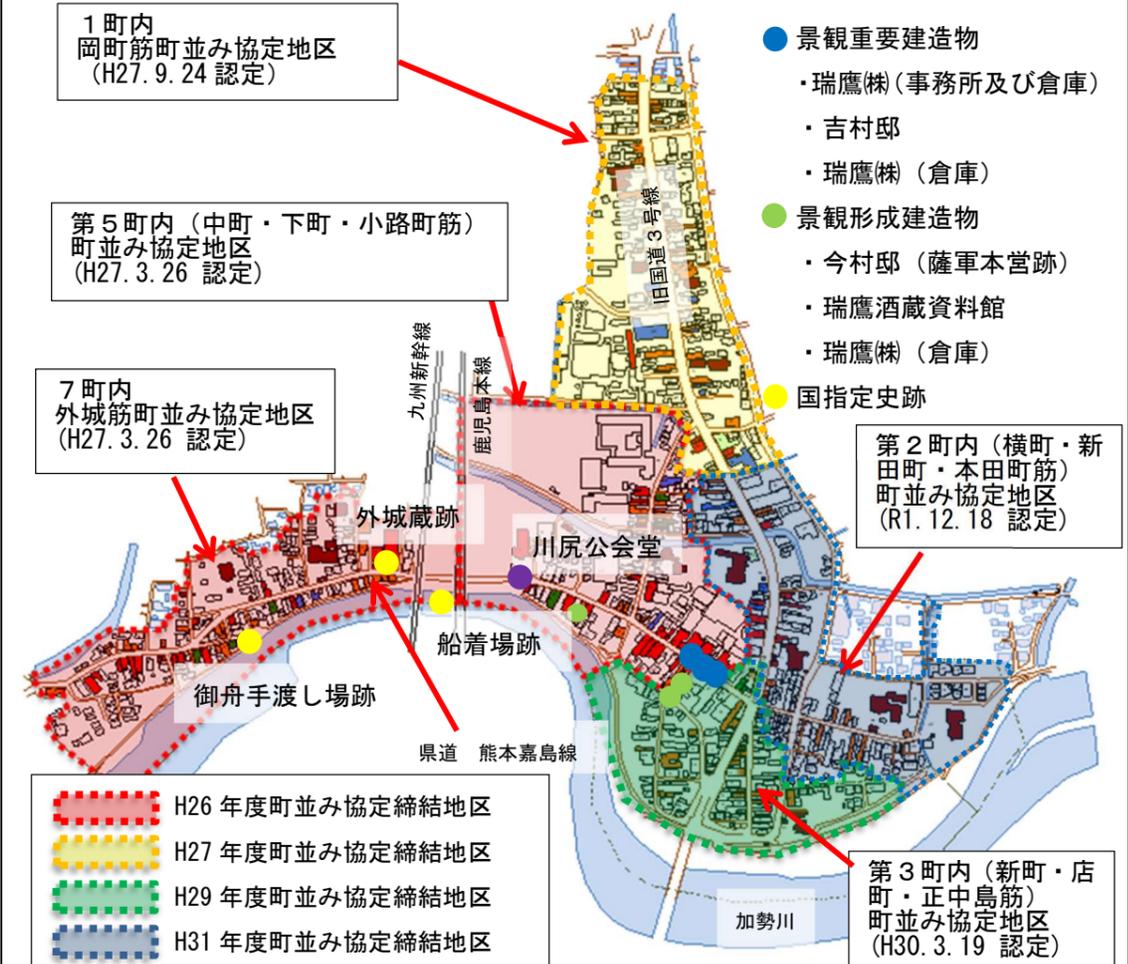
要綱で定める基準に沿って行う良好な外観の保存・修景に係る調査設計・工事

### 助成対象者

建造物の所有者等で、町並み協定を締結している者

### 助成率・限度額

助成区分	助成率	限度額
昭和25年以前に建築された伝統的様式建造物	2分の1	300万円
一般建造物	2分の1	150万円



## これまでの取り組み

平成26年度（2014年度）

- 町並みづくり検討委員会 (全4回 9月～11月)
- ガイドライン策定 (3月)
- 助成金交付要綱制定 (3月)
- 町並み協定地区の認定 (3月)
- ・ 第5町内町並み協定地区
- ・ 外城筋町並み協定地区

平成27年度（2015年度）

- 助成事業開始 (4月)
- ・ 助成箇所：1箇所
- 住民説明会 (7月)
- ・ 1町内 (7月8日)
- 町並み協定地区の認定 (9月)
- ・ 岡町筋町並み協定地区

平成28年度（2016年度）

- 助成箇所：1箇所

平成29年度（2017年度）

- 助成箇所：2箇所
- 町並み協定地区の認定 (3月)
- ・ 第3町内町並み協定地区

平成30年度（2018年度）

- 助成箇所：2箇所

平成31年度（2019年度）

- 町並み協定地区の認定 (12月)
- ・ 第2町内町並み協定地区

令和2年度（2020年度）

- 助成箇所：3箇所

令和3年度（2021年度）

- 助成箇所 2箇所

令和6年（2024年）

4月1日現在

助成箇所累計 11箇所  
協定地区認定 5箇所